

谷本小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成 26 年 3 月 1 日（令和 5 年 2 月 7 日改訂）

第1章いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法第 2 条より抜粋】

2 いじめ防止策に向けての基本理念

(1) いじめの問題への認識

すべての子どもは、かけがえのない存在であり社会の宝である。子どもが健やかな成長をしていくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人のかかわりの中で自己の特性や可能性を認識していく。だれもが互いを認め合い、安心して生活できる場であれば、子どもは、温かい人間関係の中で、自己実現を目指して、のびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は、子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因となりかねない。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとなるということを認識する必要がある。

(2) いじめの問題への基本方針

- ・子どもが安心できる場、自己有用感・充実感・自尊感情を感じられる学校風土を作る
- ・すべての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- ・いじめがいじめられた者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて子どもが十分に理解できるように指導する。

(3) いじめの問題への対策

- ・いかなる場合もいじめは「ゆるさない」「おこさせない」「重大事態にしない」こと、対応を一部教職員や担任教諭だけで抱え込まず、組織として判断や対処を行う。
- ・家庭との十分な連絡を取るとともに、関係諸機関との早期の連携が重要になることを十分に認識して取り組む。

3 谷本小学校いじめ防止基本方針の目的

この基本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条の策定に基づき、学校としていじめ防止及び解決を図るための基本理念や基本の方策を定めることにより、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

第2章 「いじめ防止対策委員会」の設置

1 委員会の構成員

- ・校長 副校長 児童支援専任 養護教諭 特別支援教育コーディネーター その他必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めることもできる。
- ・児童支援部が行うこともある。

2 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月一回以上、必要に応じて開催する。

3 委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担う。

- ・いじめの早期発見といじめの起きにくい環境、いじめを許さない風土づくりのための取り組みを推進する。
- ・いじめに関する情報の収集や記録・対応に関する役割を分担する中核になること。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成や振り返りでの検証を行うこととする。

第3章 いじめ防止、早期発見、事案対処等の取り組み

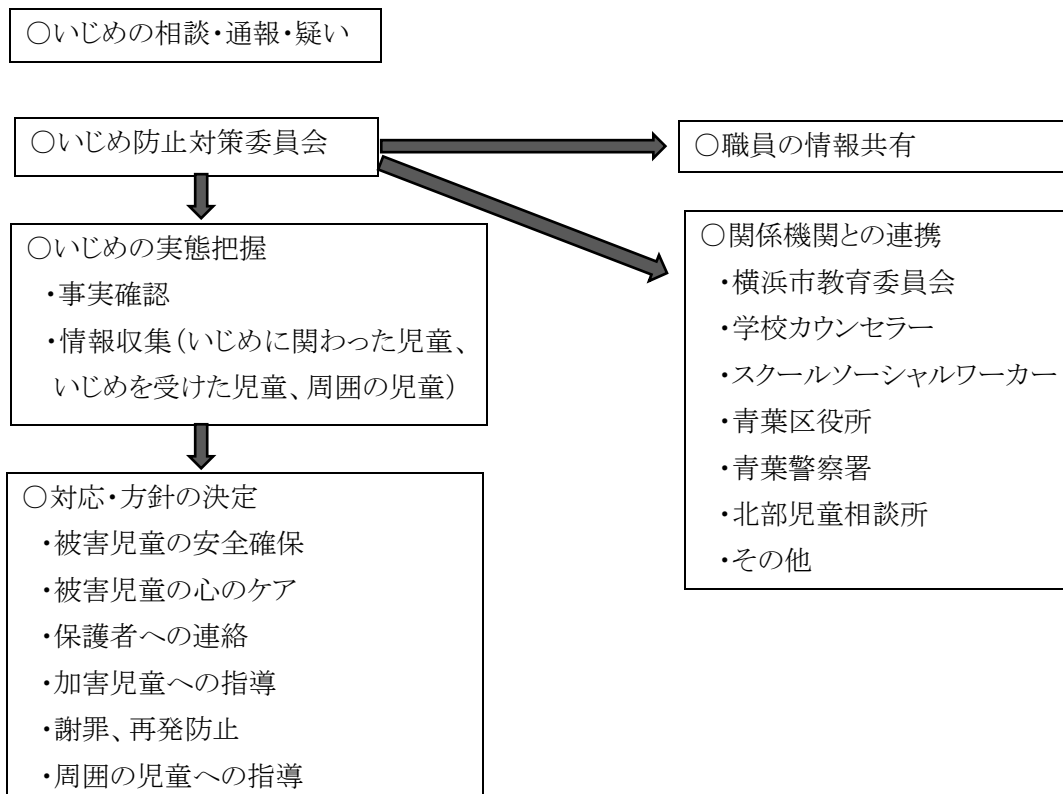
1 いじめ防止への取組

- ・人間関係構築のためのコミュニケーション能力の育成のためコミュニケーション場面を多く取り入れた授業展開。
- ・自己肯定感、自己有用感を育てるための道徳教育の充実や人権教育の推進。
- ・子どもの主体的な活動を取り入れた体験活動の充実。
- ・「横浜プログラム」の活用による自分づくり、仲間づくり、集団作りを目指す。

2 いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり。
(職員会議での情報共有、毎週の学年会での児童理解)
- ・定期的なアンケートの実施とYPアセスメントにより学級状況を把握する。
- ・7月、12月の年2回の教育相談を行うことで、保護者・児童からの聞き取りを行う。
- ・スマホ・ケータイ教室などで、インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラル教育を推進する。

3 いじめに対する措置



4 いじめの解消

横浜市基本方針に基づき、以下の 2 点の要件が満たされているかどうかを「いじめ防止対策委員会」に置いて確認し、いじめが解消しているかどうか判断する。

- ・いじめの行為が少なくとも 3 か月(目安)やんでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない、保護者に確認をとっていること。

5 いじめ防止に向けた職員研修

- ・児童理解及び児童指導にかかわる研修、人権教育及び特別支援教育に関する研修、いじめ防止や対応に向けた研修を年間計画に位置付ける。

6 教育懇話会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・子どもの健全育成をともに目指す保護者や地域とともに、いじめ問題を共有して対応していく。

7 年間計画

4 月	年間計画 重点指導内容等の確認 児童に関する引き継ぎ いじめ及び児童理解に関する研修
5 月～ 6 月	学校説明会での基本方針説明 中学校ブロックでの情報交換会 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 (記名式アンケート・教育相談) 生活アンケートの実施① YP アセスメント実施① 地域訪問 学校運営協議会

7月～8月	保護者面談 横浜こども会議(中学校ブロック) 職員研修(特別支援教育、人権研修)
9月～10月	生活アンケートの実施② 学校運営協議会
11月～12月	横浜こども会議 保護者面談 学校評価アンケート いじめ防止月間の取り組み 人権週間
1月～3月	生活アンケートの実施③ 教育懇話会
年間	いじめ防止対策委員会(月1回以上・随時) 職員会議での児童情報の共有(毎月) 学校カウンセラー、ソーシャルスキルワーカーによる教育相談 「横浜プログラム」の実施 児童によるいじめ防止の取り組み

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- ・いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・いじめにより相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったとき。

2 報告

重大事態と思われる案件が発生した場合直ちに教育委員会へ報告する。

3 調査 報告

「いじめ防止対策委員会」を中核にして、直ちに対処するとともに再発防止も観点に置いた「調査」を実施する。調査結果は、教育委員会に報告する。

4 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

第5章 いじめ防止対策の点検・見直し

- 1 いじめの対応する組織体制や対応のながれについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。
- 2 必要があると認められる際は、谷本小学校いじめ防止基本方針を改訂し、改めて公表する。